

みや わか



市議会だより

3月定例会 3月臨時会

審議結果及び賛否の分かれた議案	2~3
可決された決議・採択された請願	4~5
各常任委員会報告・市長報告	6~8
一般質問	9~13
行政視察報告	14~15
編集後記、まちの話題	16

審 議 結 果 報 告

3 月 定 例 会

議案番号	議 案 名	議決内容
議案第35号 (継続審査分)	宮若市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて	修正可決
諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦について	適任と決定
同意第1号	宮若市教育委員会教育長の任命について	不同意
議案第1号	宮若市土地開発公社の解散について	原案可決
議案第2号	宮若市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について	否決
議案第3号	宮若市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	原案可決
議案第4号	宮若市行政不服審査会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第5号	個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	原案可決
議案第6号	宮若市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第7号	宮若市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第8号	宮若市の証明事務等の窓口を鞍手山口簡易郵便局に設置する条例を廃止する条例の制定について	原案可決
議案第9号	令和4年度宮若市一般会計補正予算(第4号)について	原案可決
議案第10号	令和4年度宮若市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	原案可決
議案第11号	令和4年度宮若市下水道事業会計補正予算(第2号)について	原案可決
議案第12号	令和5年度宮若市一般会計予算について	否決
議案第13号	令和5年度宮若市国民健康保険特別会計予算について	原案可決
議案第14号	令和5年度宮若市後期高齢者医療特別会計予算について	原案可決
議案第15号	令和5年度宮若市吉川財産区特別会計予算について	原案可決
議案第16号	令和5年度宮若市下水道事業会計予算について	原案可決
議案第17号	令和5年度宮若市簡易水道事業会計予算について	原案可決
議案第18号	令和5年度宮若市水道事業会計予算について	原案可決
5年請願 第1号	吉川校区のコミュニティセンター早期整備を求める請願書について	採択
議員提出議案 第1号	宮若市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	原案可決
議員提出議案 第2号	塩川秀敏市長に対する問責決議案	原案可決

3 月 臨 時 会

議案番号	議 案 名	議決内容
議案第19号	令和5年度宮若市一般会計予算について	原案可決

◆賛否の分かれた議案

○：賛成 ×：反対

議席番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
氏名	神谷 喜久雄	藤春 優二	松岡 史倫	清水 健太郎	山元 秀一	柴田 裕美子	染矢 正次	和田 善久	安永 友則	安河 英幸	茅野 勝	弓削田 敬	谷口 重隆	遠藤 嘉昭	寶部 勝
議案名															
同意第1号	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×
議案第2号	○	×	×	○	○	×	○	×	×	×	○	×	○	×	×
5年請願第1号	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
議案第12号	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	×	○	×	×
議員提出議案第2号	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○
議案第19号	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○

議案第19号(臨時議会)

(円)

会計名	令和5年度 予算額	令和4年度 予算額
修正された一般会計	182億7560万	183億8,808万

修正内容	
まちづくり推進費(住宅団地調査費)	+ 300万
公民館費(吉川コミュニティセンター関連費)	+ 3,000万
観光費(観光協会補助金のうち変更分)	- 39万
住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費	+1億6,343万
児童福祉総務費、母子福祉費	+ 5,150万

議案第12~18号

(円)

会計名	令和5年度 予算額	令和4年度 予算額
一般会計	180億2806万	183億8,808万
国民健康保険	33億8,220万	33億9,467万
後期高齢者医療	4億6,100万	4億6,201万
吉川財産区	129万	142万

(円)

会計名	令和5年度 予算額	令和4年度 予算額
下水道事業(収益的収入)	4億4,096万	4億514万
下水道事業(収益的支出)	4億3,724万	4億325万
下水道事業(資本的収入)	7億9,084万	8億401万
下水道事業(資本的支出)	9億6,369万	9億3,991万
簡易水道事業(収益的収入)	1億3,114万	1億8,318万
簡易水道事業(収益的支出)	1億2,394万	1億7,969万

令和5年度予算が決まる

令和5年度各会計予算は、議長を除く15名の議員による予算審査特別委員会にて審査を行い、国民健康保険、後期高齢者医療、吉川財産区、水道・下水道等事業会計は全員賛成で可決となる一方、一般会計予算については賛成少数により否決となりました。

一般会計予算については、その後3月30日に臨時議会を開き、吉川コミュニティセンター関連費用3,000万円と住宅団地調査費用300万円を追加し、また観光協会補助金のうち39万円を減額する修正を行った結果、議案第19号(一般会計修正予算)は賛成多数にて可決しました。

なお、修正予算には住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費及び子育て世帯への臨時特別給付事業費等合計2億1,493万円を合わせて追加しています。

(円)

会計名	令和5年度 予算額	令和4年度 予算額
簡易水道事業(資本的収入)	3,333万	3,804万
簡易水道事業(資本的支出)	5,295万	5,924万
水道事業(収益的収入)	5億83万	5億1,026万
水道事業(収益的支出)	5億2,872万	4億9,866万
水道事業(資本的収入)	7,119万	7,201万
水道事業(資本的支出)	2億5,803万	2億4,838万

令和4年度一般会計補正予算及び
各特別会計補正予算

補正予算の主な内容は、学校管理費や宮若北部工業用地公共施設整備費負担金等となっています。

全会一致で可決

会計	補正前の額	補正額	補正後の額
一般会計	189億 8,212万	3億3,014万 8千	193億 1,226万8千
国民健康保険 特別会計	33億 9,685万5千	7,336万 1千	34億 7,021万6千
下水道事業会計 (収益的支出)	4億 177万9千	108万 1千	4億 286万
下水道事業会計 (資本的収入)	8億 401万2千	△496万 4千	7億 9,904万8千
下水道事業会計 (資本的支出)	9億 4,038万8千	△1,500万	9億 2,538万8千

人権擁護委員の候補者の推薦

次の方を適任とすることに決定しました。

宗久 尚見氏(新任)

可決された決議

塩川秀敏市長に対する問責決議

1 塩川市政における各種問題

(1) 農業観光振興センター問題

脇田地区に所在する農業観光振興センターに関し、前市長時代に、宮若市と(株)トライアルホールディングスとの連携協定と契約に基づき、「旧ドリームホープ建屋を解体し、跡地を駐車場として利活用する」との内容で議会の議決を得て予算も計上した上、事業を推進していたにも関わらず、塩川市長は、突然、同事業にストップをかけたため、令和4年6月議会で各議員から「同企業との間で交わしている民事契約や約束事を反故にすることは許されない。違法性も帯びており、議会軽視も甚だしい」との指摘をしております。その後も、8月下旬まで解体事業を停滞させたため、同企業に対し「約束の履行をお願いする」「履行されない場合は法的措置を取らざるを得ない」とまで言わしめる結果となり、同企業との信頼関係を著しく傷つける結果となりました。

仮に、同約束事を市長の独断で反故にしていた場合、同企業は当市に対して損害賠償請求訴訟を提起するとともに撤退も検討しており、更に本市においては、特例債の一括返済を国から迫られるなど、数億円の損害を与えかねない状況だったと思われまます。

(2) 鶴田地区水門問題

鶴田地区における「今橋水路ゲート問題」は、令和4年6月17日、塩川市長の独断専行による当市の訴訟取り下げによって、地元鶴田地区住民と行政との間に大きな溝を生み出し、現状、市や市長に対する信頼回復は不可能な状態となりました。同案件に関しては、各種報道等で指摘されたとおり、担当課が「取り下げる決断をするにしてもまずは地元関係者と十分な話し合いを持った上で行って下さい」「そうしないと大変な事態になります」と説得し、また当市の顧問弁護士も「第4回の審尋結果を待つてからの方が良い」との助言をしたにも関わらず、それらを無視し、独断で訴訟を取下げました。

そのため、担当課が危惧した通り、関係市民の方々は「自分たちは市長から切り捨てられた」と怒り、以後の当市との対話は不可能な状態に陥り、同市民に対して自費で訴訟を再提起させるなどの経済的負担を与えた他、訴訟の相手方である小竹町との関係は改善しないばかりか「小竹町が訴訟に要した弁護士費用1200万円余」を請求される事態にまで陥りました。

(3) 北部工業団地造成及び定住施策問題

本市の最重要課題である、北部工業団地造成や定住施策においても、工業団地造成に向けた用地取得の課題解決に、自ら積極的に動いている様子は見受けられません。こういう交渉事は、それこそ政治力が発揮される場であると考えますが、教科書通りの物事の進め方に徹するばかりで、その解決の糸口さえ見つけられない状況です。更に、定住施策に向けた候補地取得に際しても、リーダーシップを発揮することなく、内部協議で検討するとの逃げ腰とも取れる発言を繰り返し、政治家としての自覚に欠如したこれら振る舞いは、宮若市を路頭に迷わすこととなります。

2 塩川市長に対する問責

上記は、塩川市政発足後1年間で発生した問題の一例です。この他にも、教育長との協議も尽くさず独断専行のやり方を行った結果、議会からの不同意となった教育長選任問題など、塩川市長は、職員や議会の意見を無視した独断専行の行いによって、多くの市民の方々の生活を脅かし、その心情を傷つける市政を行いつつあります。

塩川市長は、常々、市民目線の政治を謳いますが、この1年の塩川市政を見てみると、それら事実

を指摘されても、各議員からの指摘や質問の趣旨に沿った答弁をすることなく、「何卒ご理解頂きたい」「今後も市民目線で頑張ります」などとの不誠実な答弁を繰り返すため、議会も全く着地点を見い出せず、現状、議会と行政との両輪は全く噛み合わず、協力関係も持てない状態です。

塩川市長は、市民生活を想う各議員の思いに対して、真摯に向き合うことなく、自分のやりたいことや思いのみの答弁を繰り返し、最後は「暖簾に腕押し状態」となるため、各議員も、地元住民の方々の負託に応えることが出来ず、疲弊しております。塩川市長が、行政のトップとして「自分はこのようにしたい」と思う気持ちがあったとしても、行政は市民のためにあるのであり、市長のためにあるものではありません。

その一例が、吉川地区におけるコミュニティセンター建築の問題ですが、地元自治会全ての方々がはっきりと「道の駅構想などは必要ない」「コミセン建設を早急をお願いする」と要望しているにも関わらず、頑なに自己の思いのみを実現させようとしています。

自治体の首長の最命題は、市民生活の安全と安心の確保であり、市民の理解が全く得られない市政など絶対にあり得ないことです。

塩川市政は、非常に独善的で傲慢であり、全く市民目線に立っていません。宮若市政は前進どころか後退の一途を辿っているというのが多くの議員が感じるところです。

よって、塩川市長は、これまでの独善的な市政の在り方について猛省し、市長として責任をもって言動すべきであります。

提出者：弓削田 敬

賛成者：寶部 勝、和田 善久、安永 友則、安河 英幸、染矢 正次

採択された請願

吉川校区のコミュニティセンター早期整備を求める請願書について

吉川校区のコミュニティセンター整備については、令和3年8月29日付にて宮若市長へ、同年8月31日付にて市議会議長に請願書を提出させていただきましたとおり、本校区の中核を担う施設として、新設等を請願したところです。その後、令和4年2月に、建設用地を取得する予算が措置され、本取組が進んでいることを聞き及んでおりました。

令和4年7月18日、11月24日の2回にかけて、市長との懇談会が開催され、それぞれコミュニティセンターの進捗を質問した折には、塩川市長より、地元住民の意見を十分に反映し、令和5年度予算において、コミュニティセンター整備に係る基本構想、基本計画を策定するとの説明をいただき、建設候補地や施設の概要案を提示していただけたこととなっております。

しかし、令和5年2月6日に開催されました第3回市長との懇談会において、突如、道の駅構想が打ち出され、コミュニティセンターの建設が道の駅構想の中で検討される趣旨の説明がなされたことから、私共一同、困惑した次第であります。

塩川市長は、道の駅構想にて、旧ドリームホープ跡地にトイレや24時間利用できる休憩所を福岡県の予算で整備すること、全国に発信できるといったメリットを説明しましたが、既に、農業観光振興センターにはトイレがあり、近隣にはコンビニエンスストアが立地しております。また、休憩所の運営において、深夜は管理人が不在になるとのことであり、地元住民としましては、治安や環境面において大きな不安を隠しきれません。

地元といたしましては、道の駅構想の必要性が無いこと、また望むものではないことを一貫して、訴えさせていただいたところですが、塩川市長からは、終始、道の駅構想の中でコミュニティセンターの用地を検討していく回答しかありませんでした。

繰り返しとなりますが、「吉川校区のコミュニティセンター整備を求める請願書」にありますとおり、避難所や投票所機能を併せ持つ、本校区の拠点となるコミュニティセンターの整備を再度お願いするとともに、速やかに候補地を決定し、建設していただくことを請願するものであります。

併せまして、旧ドリームホープ跡地につきましても、ドリームホープ若宮や農業観光振興センターの来訪者が安心して利用できる駐車場の確保を請願いたします。

提出者：脇田自治会長 波止 陽、湯原自治会長 牧 正敏、小伏自治会長 吉田 幸雄、

乙野自治会長 浦邊 周、下自治会長 早川 福夫、日吉自治会長 宇野 清次

紹介議員：谷口 重隆、寶部 勝、安永 友則、清水 健太郎、安河 英幸

委員会報告

3月定例会



委員長 安永 友則

宮若市の特定の事務を取り扱わせ郵便局の指定の取消しについて

宮若市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定を取り消すため、議会の議決を求めるものです。

主な質疑

・日本郵政と自治体は、協力体制を拡大しているのでは。

・取り消す日が3月31日だが、住民への周知期間は問題ないのか。

答弁

・日本郵政と自治体は協力体制を強化していこうという流れ。ただし、証明書の発行については、取扱件数が減少しており、設備の修復等も必要となることから、取消しをお願いする。広報、ホームページ、各郵便局の窓口チラシを置くことで周知を行う予定。しかし、3月31日では、期間が短いと考えており、十分な周知を行うには、2箇月程度必要と考える。※指定を取り消す日が3月31日では、周知期間が短いので、余裕を持って

5月31日にすべきとして、修正議案が提出されました。

全会一致で修正可決

宮若市土地開発公社の解散について

公有地の拡大の推進に関する法律の規定に基づき、宮若市土地開発公社を解散するものです。

主な質疑

・なぜ、解散を行うのか。今後必要となる可能性はないのか。

答弁

・現在、地価の下落等の影響で、土地開発公社の役割である先行取得するメリットがなくなっており、今後土地開発公社が先行取得することはないと考えられることから、存続させる必要がないと判断している。

賛成多数で可決

宮若市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

第2次宮若市総合計画後期基本計画に掲げる施策や事業を推進するため、宮若市事務分掌条例の一部を改正するものです。

主な質疑

・機構改革の内容については、各課長は納得しているのか。

答弁

・毎年課長の意向調査をしており、所管課長の思いも多岐にわたっている。それを限られた職員数の中で配

置を行うため、所管課長が100%満足いくようにするのは現実的に難しい。

賛成少数で否決

宮若市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の規定による個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、宮若市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するものです。

全会一致で可決

宮若市行政不服審査会条例の一部を改正する条例の制定について

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、宮若市行政不服審査会条例の一部を改正するものです。

主な質疑

・行政不服審査会の構成は。

答弁

・弁護士2名、司法書士1名、税理士1名、民間の方1名の計5名。

全会一致で可決

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、宮若市情報公開条例及び宮若市手数料条例の一部を改正するものです。

主な質疑

・特別会計や事業会計などは、適用されるのか。

答弁

・全ての会計に適用される。

全会一致で可決

宮若市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、宮若市国民健康保険条例の一部を改正するものです。

主な質疑

・一時金の支給額が上がると、病院が出産費用を上げることが考えられないか。

答弁

・厚労省も心配している点で、対応策として、今時点の出産費用を各病院が公表するようになっていく。

全会一致で可決

宮若市の証明事務等の窓口を鞍手山口簡易郵便局に設置する条例を廃止する条例の制定について

鞍手山口簡易郵便局に設置している本市の証明書等の発行事務の窓口を廃止するため、宮若市の証明事務等の窓口を鞍手山口簡易郵便局に設置する条例を廃止するものです。

全会一致で可決

宮若市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

内閣府令及び厚生労働省令で定められている基準が改正されたため、市の条例について所要の改正を行うものです。

主な質疑

- ・自動車に設置するブザーは、どのようなものか。
- ・保育園等への監査の内容は。監査の結果、問題点はあったのか。
- ・昨年、保育園での虐待問題がニュースになっていたが、対策はしているのか。

答弁

- ・車内に子どもが取り残される事故を防止するため、運転手が車内を巡回確認後に、ブザーを押して降車しないと、警報が鳴るような仕組みのブザー。
- ・年に1回、県の嘉穂鞍手保健福祉環境事務所と合同監査を実施しており、保育士の人数が基準に適合しているか、消防訓練が適切に実施されているか、園内に危険な場所がないかなど確認している。監査の結果については、これまで大きな問題点はない。県の方で早急に各園に確認が行われ、

市内の園については、問題がなかったと報告を受けている。

全会一致で可決

吉川校区のコミュニティセンター早期整備を求める請願書について

避難所や投票所機能を併せ持つ、本校区の拠点となるコミュニティセンターの整備を再度お願いするとともに、速やかに候補地を決定し、建設していただくことを請願するものです。

全会一致で採択

市長報告

◆市長報告 1

第2次宮若市総合計画後期基本計画の策定について

平成29年度に策定した「第2次宮若市総合計画」については、平成30年度から令和9年度までの10年間を計画期間とする基本構想と、平成30年度から令和4年度までの5年間を計画期間とする前期基本計画で構成しており、今年度末で前期基本計画の期間が終了となります。

この前期基本計画の期間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、世界的に大きな影響を受ける一方で、新市庁舎の整備、光陵団地の分譲など

の定住促進事業、学校再編に伴う光陵小学校の開校、さらには、(株)トライアルホールディングスとの連携協定「リモートワークタウンムスブ宮若」プロジェクトの一環としての、学校跡地等を活用したAI開発センターや農業観光振興センターの整備など、多様な取組を進めてきました。

第2次宮若市総合計画後期基本計画の策定に当たっては、前期基本計画の実績等を踏まえるとともに、令和3年度に市民意識調査を実施し、市民意見の集約を行っています。あわせて、庁内に計画策定に向けた組織を設け、計画素案の検討を進め、その内容を各関係団体等の代表者で構成する宮若市総合計画審議会で8回にわたる審議を経て、令和4年12月から1箇月間のパブリックコメントを実施し、広く市民にご意見を募るなどの取組を通して策定をしました。

本計画の構成としては、序論として、計画策定の趣旨や基本構想の体系、本市を取り巻く潮流や現状を踏まえ、市民意識調査の結果や、基本的施策ごとの前期基本計画の成果と課題などを総括して記載しています。

後期基本計画の柱立てとして、基本構想に掲げる7つの「基本的施策」と、これらに紐づく「施策の大綱」を設定し、施策の大綱ごとに現状・課題を整理して、それらを踏まえた後期基本計画における主な関連事業について記載しています。

後期基本計画期間内の重点的な取組テーマとしては「スポーツ、芸術・文

化、健康長寿のまちづくり」「個性的で活力に満ちた、コミュニティのまちづくり」「産学官民の協働で、元気な産業・環境のまちづくり」「安心子育てと豊かな教育、人材育成のまちづくり」及び「市民目線と、不断の行財政改革推進のまちづくり」の5つを設定しています。

なお、本計画では、各施策の成果を測るための目標指標(KPI)について、前期計画の約2.5倍である196の指標を設定しました。職員一人ひとりがこれまでに以上に総合計画を意識しながら、業務遂行に当たるとともに、それぞれの指標の達成に向けて、取組を進めることで本市の更なる発展に繋がるよう、各施策を推進していきます。

◆市長報告 2

民事調停及び訴えの提起の報告について

市営住宅入居者のうち滞納月数が3箇月以上の者、5名を対象に民事調停を行いました。1名は調停の申立て前に滞納家賃等の納付がなされています。

残る4名については、8月17日及び9月6日に、直方簡易裁判所に調停を申し立てたところ、1名は調停期日前に納付がなされ、1名は調停が成立し、1名は納付の協議が整ったため申立てを取り下げ、1名は調停が不成立となっております。

訴えの提起については、調停が不成立となった1名については、明渡し訴訟の提起前に納付がなされています。

◆市長報告 3

宮若市下水道事業経営戦略の改定について

◆市長報告 4

宮若市簡易水道事業経営戦略の改定について

下水道事業及び水道事業においては、全国的に施設の老朽化に伴う更新投資の増大や人口減少等に伴う料金収入の減少が見込まれるなど、経営環境は厳しさを増しており、更なる経営健全化の取組が求められています。

このような中、住民の日常生活に欠くことのできないサービスを将来にわたり安定的に提供するため、総務省から市町村等の各事業者に対して、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定するよう要請がなされたことを受け、平成29年2月に宮若市下水道事業経営戦略及び宮若市簡易水道事業経営戦略を策定しています。

今般、策定から5年が経過したことから、現状の取組状況を踏まえ、新たに令和5年度から令和14年度までの10年間を計画期間とする当該経営戦略の見直しを行いました。

本市の下水道事業は、令和3年度末現在の整備率が23・5%であることから、今後も継続して設備投資を行い、下水道処理区域の拡大に努めていかなければならない経営段階にあります。また、簡易水道事業における令和3年度末現在の給水加入率は79・9%であり、加入戸数はわずかながら毎年増加しています。

本経営戦略では、こうした本市の下水道事業及び簡易水道事業の現状及び課題を踏まえて、経営の基本方針を示し、今後10年間の施設及び設備投資に係る支出の見通しと、財源の見通しを均衡させた投資・財政計画を中心に、事業の効率化及び経営健全化に向けた取組方針を示しています。

今般、本経営戦略に基づき、下水道事業では、事業の効率化と経営健全化に努め、未普及地域への下水道の早期普及を目指し、整備を進めていき、簡易水道事業では、健全な事業運営を行うため、水道水の安全性や供給の安定性について広く市民の理解を求め、加入の促進を図っていきたくと考えています。

◆市長報告 5

連携協定の締結について

現在、急速な社会情勢の変化に伴って、地域課題の複雑化、高度化が進む中、自治体と企業、団体、機関等との産学官民による協働・連携の必要性が

高まっています。

このような中、去る2月14日に日本郵便(株)と包括連携協定を締結しました。本協定では、様々な政策分野で同社と連携を図りながら、地域の一層の活性化や住民サービスの向上等を目的とし、取り組んでいくこととしています。

また、先日2月28日には(株)トライアルホールディングスとの新たな協定「リモートワークタウンムスブ宮若」まちづくりプロジェクト連携協定を締結しました。

同社とは令和2年9月に本市公共施設跡地等の利活用により、地域振興、活性化を図ることを目的とする連携協定を締結し、様々な施設整備等を推進してきました。

昨年3月の農業観光振興センター等の完成をもって、連携協定事業はおおむね完了を迎えたところですが、本事業を推進してきたことにより、AI等先端技術産業の定着、商業施設等における雇用の拡大、各施設への来場による交流、関係人口の増加など計り知れない事業効果を創出しています。

こうした状況を踏まえ、本市のまちづくりを進めていく上でトライアルグループとの連携は重要であることから、協議を重ね、締結に至っています。

今回、2つの連携協定を締結させていただいたことにより、より良い公共サービスの提供に向けて、連携を深めるとともに、引き続き、企業、各種団体等多様な主体とパートナーシップを構築しながら、協働による本市まちづくりを進めていきます。

◆市長報告 6

新型コロナウイルス感染症対策におけるワクチン接種について

本市のワクチン接種者数については、2月24日現在、2回目接種完了者が2万2,118人、3回目接種完了者が1万8,149人、4回目接種完了者が1万2,984人、5回目接種完了者が7,590人であり、令和5年1月1日現在の本市の全人口に対する接種率は、2回目接種完了者が82・7%、3回目接種完了者が67・9%、4回目接種完了者が48・6%、5回目接種完了者が28・4%となっています。

ワクチン接種事業については、市内医療機関のご協力のもと、集団接種と個別接種を行っています。

今後のワクチン接種事業については、現在、厚生科学審議会において検討が行われており、現行の実施期間を1年間延長し、追加接種が可能な全ての年齢の方を対象として、秋から冬の1回の接種、中でも重症化リスクが高い方等については、春から夏に前倒して接種を行うといった方向性が示されています。

引き続き国や県の動向を注視し、令和5年度のワクチン接種の詳細が決定したら、速やかに市民の皆様へ周知を行ってまいります。

買い物弱者対策について伺う 学校跡地の活用について伺う



柴田 裕美子

問 スーパー閉店に伴う地域の買い物困難や高齢者の運転免許返納時の買物対策について伺う。

答 市長

買い物弱者対策については、人が生きていく上で欠かせない食料の確保という意味で非常に重要な問題であると認識しています。

現在、本市では、買い物弱者対策として、グリーンコープに委託して移動販売を行うとともに、市内の商業施設で買い物をしていただくための移動手段としてAIデマンドタクシーの更なる利便性の向上に取り組んでいます。

また、令和4年12月

末で閉店した福丸地区の商業施設跡地の活用について現在、検討を進めています。

これらの政策を複合的に組み合わせることで、運転免許返納者にも安心して買い物ができる地域づくりを推進していきたいと考えています。

問 旧若宮小学校跡地の活用によるまちづくりの方向性や地域活性化策について伺う。

答 市長

旧若宮小学校跡地周辺は、本市の地区拠点として各種公共施設や交通拠点が集積するなど利便性が高いところから、地域の意向を踏まえながら、民間活力

による定住関連施設の整備を基本的な方向性として、進めています。

また、地域活性化策については、これまでも地域説明会を始め、市長との懇談会等で利活用案に関するご意見をいただいているところであり、商業施設や医療施設、民間開発による住宅団地のほか、世代を超えて交流できる公園整備など、多岐に渡っています。

本市としては、このような意向の実現可能性を検討するとともに、引き続き、地域住民の意見を聞きながら地域活性化策を取りまとめていきたいと考えています。

施政方針について



弓削田 敬

問 北部工業団地の進捗状況について。

答 市長

令和2年9月から福岡県において、宮若北部工業用地造成事業として取組を進めており、令和3年12月中旬から用地補償交渉を開始し、地権者との交渉を重ねています。現在の用地交渉の進捗ですが、全体の45%の地権者と契約を締結しました。

事業主体である福岡県と連携を図りながら、工業用地造成事業の完成に向けて取組を進めています。

問 道の駅と吉川コミュニティセンターについて。

答 市長

「道の駅」とは、市町村等が地域振興施設と一体で全体構想を策定し、道路管理者である国・県が駐車場やトイレ等の休憩施設、それに情報発信施設を整備することで、安全で快適な道路交通環境を提供し、もって地域

の個性豊かな賑わいの場を創出することを目的とした施設です。

本市においては、農業観光振興センター（みやわかの郷）や産地産直レストラン（グロッサリア）を地域振興施設として整備してきましたが、加えて道路管理者である県と連携して道の駅を整備することで、全国に情報が発信され、農業観光交流のハブ施設となり、更なる地域活性化と交流人口の拡大に寄与するものと考えています。

吉川コミュニティセンターの整備については、早急に進める事業として令和4年2月議会で予算措置が行われ、事業計画の推進と建設用地の検討を行ってきました。最終的には、令和5年2月6日の吉川・日吉ブロックの各自治会長との懇談会の中で、地元の見解では、道の駅構想よりも、まず吉川コミュニティセンターを造ってほしいとの要望がありました。本市としては吉川コミュニティセンターを単独で考

るのではなく、道の駅構想や大門松の設置場所と併せて検討していきたいと考えています。

問 定住促進について。

答 市長

これまで定住促進施策として、民間賃貸住宅に居住する新婚世帯及び子育て世帯への家賃補助制度や、定住を目的に住宅を取得した人への固定資産税相当額を交付する定住奨励金制度を実施してきました。また、定住の受け皿である光陵団地を整備して民間事業者と共同で分譲し、早期に完売するなど、定住につながる施策を展開してきました。

これら施策は、引き続き第2次宮若市総合計画後期基本計画で、重点的なテーマとして位置付けており、定住人口の増加につながるよう、現行の定住奨励金制度や家賃補助制度を見直すとともに、新たな定住施策による支援や住環境の確保について検討していきます。

吉川コミュニティセンターの整備について伺う



寶部 勝

地域コミュニティのまちづくりについて尋ねる



茅野 勝

問 市長は、吉川・日

吉地区の自治会長との懇談会にて、吉川コミュニティセンターは整備を行わず、道の駅を整備すると説明されたが地域住民の声を反映する政治姿勢はどこにいったのか伺う。

答 市長

吉川コミュニティセンターの整備については、地元からの請願書の提出、及び議会への請願書が全会一致で採択された事を受け、早速に進める事業として令和4年2月議会です算措置が行われ、関係

課協議や地元自治会長との懇談会で意見を聞きながら、事業計画の推進と建設用地の検討を行ってまいりました。最終的には令和5年2月6日の吉川・日吉ブロックの各自治会長との懇談会の中で、吉川コミュニティセンターを単独で考えるのではなく、道の駅構想や大門松の設置場所と併せて検討していきたいと報告しました。

問 産業観光課長

道の駅の全体構想の策定に係る費用は市が支出をします。道の駅の施設の設置者は宮若市となりますが、24時間間のトイレ、休憩施設などは、基本的に道路事業としての位置づけになるので、その部分については道路管理者である県が整備主体になります。しかし、物産館、直売所などの施設については、基本的に市町村が整備をすることになります。

問 市長の説明にありますが、道の駅構想に係る予算は県が全て支出し、市の支出はないのか。

問 地域コミュニティの在り方について行政運営の中で具体的にどう進めていくのか。

答 市長

地域コミュニティは、地域性と共同意識を基盤に、住みよい地域社会をつくるため、自ら取り組むことを目的に自主的、主体的に形成された団体です。地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重しながら、少子高齢化による担い手不足や自治会加入率の低下等の諸課題を解決していくために、自治会を始めとする各種団体と話し合いながら、個々の地域が望む、地域の実情に即した支援を実施していきます。

問 地域公民館の位置付けはどうか。

答 教育長

公民館は、社会教育法に定められた、市町村その他一定区域内の住民のために、教育や文化に関する各種の事業を行い、教養の向上や健康の増進を図ることや、生活文化の振興や社会福祉の増進に寄与することを目的として、市町村が設置するものであり、市民のために、社会教育を推進する拠点施設として中心的な役割を果たしています。宮若市の公民館は、中央公民館と中央公民館若宮分館がこれに当たります。一方、地域公民館は、各自治会などの自主的な組織団体が住民の総意で生活全般に関する活動や事業、例えば、各地域に伝わる盆踊りや敬老会、子供会など

の行事を行い、地域内の交流を図ることを目的として設置するものであり、地域の拠点的な施設として大切な役割を果たしています。

問 自治基本条例の検証について。

答 秘書政策課長
平成23年度の条例制定から26年度、30年度に検証を行ってまいります。

検証結果として、職員が地域担当制度やパブリックコメントの実施など、市民、行政、議会において参画と協働という基本原則に沿ったまちづくりの意識の高揚が見られるとする一方、市民の認知度が十分ではないという結論に至っています。

デマンドタクシーについて



梁矢 正次

施政方針について問う 首長と教育委員会との関係について問う



和田 善久

問 受付業務について。

答 市長

現在、運行事業者であるタクシー事業者2社がそれぞれ運行区域に係る予約受付業務を行っています。

今後は、電話予約の利便性向上を図るために統一した予約受付を行うコールセンターの開設を目指しており、受託可能な事業者の選定を行っているところです。

問 東部地域における乗降ポイントの設置の考え方について。

答 市長

基本的には既存のバス停や公民館、公共施設等に設置していますが、自治会等からの要望があれば、産業観光課で検討して地域公共交通会議に諮り、協議が整ったうえで

新たな乗降ポイントの増設を行っているところですが、

予約受付センターを設置する方向で準備を進めています。

問 高齢者の方の声です

が、前日に予約しても翌朝体調が悪い時もあり無理して利用しています。

と言われている。朝起きた時に体調の問題、天気の問題等あると思います。朝起きた時に今日は体調が良いから出かけようとか、体調が悪いからやめようとか、そういうこともあって当日の予約を希望したい方が多いと思いますが、この問題は、改善されますか。

答 産業観光課長

現在はタクシー事業者が一般タクシーとデマンドタクシーの予約を並行して行っており、スタッフに負担がかかっています。本市としては当日予約が出来るように専用の

問 上町の方から相談を受けたのですが、松尾まで歩かないとデマンドタクシーを利用できないから一般タクシーを利用しているそうです。この方たちがもっと利用しやすいように乗合場所を増やす予定はないのですか。

答 産業観光課長

上町の乗降の設置については、昨年から議員の方でいろいろ地域の声ということで教えて頂いており、所管として、これまで何とか改善できる方向で整備をしてきました。今年の4月から上町についても2箇所乗降ポイントを設置する手続きに入っている状況です。

問 令和5年度市長が掲げる主要事業全般について問う。

答 市長

施政方針については、各予算案を議会へ提出するに当たり、市政運営に臨む基本方針を示すとともに、予算を計上している主要な事務事業等について、

議会を始め市民の皆様にご報告を行い、ご理解とご協力をお願いしているところです。

今回の施政方針は、この度策定した第2次総合計画後期基本計画が、来年度よりスタートとなるので、本計画に掲げる重点的な取組テーマを中心としており、施政方針に示す各

施策・事業については、着実かつスピード感を持って実行していくとともに、多様化する様々な行政課題に果敢に取り組みながら、引き続き、本市のまちづくりを進めていきたいと考えています。

問 首長としての権限行使について問う。

答 市長

地方自治法上の執行機関は、それぞれ明確な所掌事務の範囲と権限を有しており、その一つである教育委員会については、教育事務に関し、首長から一定の独立した責任を負っています。

教育については、政

治的中立性や継続性及び安定性の確保が強く求められ、合議制の機関を通じて公正中立な意思決定や住民意思の反映を図ることが適当であるとの考えから、教育委員会がその事務を管理、執行することとされています。

首長の権限については、一般的に地方自治法に定める幅広い権限のほか、教育委員会との関係においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の「大綱」の策定や第1条の4の「総合教育会議」の設置等のほか、同法第22条各号に掲げる事務を管理し、及び執行する権限を有しています。

地域経済の振興政策について 奨学金制度の拡充について



山元 秀一

問 アフターコロナにおける観光資源の活用など地域経済の振興として中小企業支援やスタートアップ事業の拡充、またその関係条例等の整備について問う。

答 市長

アフターコロナにおいて、観光需要の大幅な増加が見込まれることから、旧ドリームホープ若宮跡地を観光拠点として整備し、脇田温泉やその周辺地域の入込客数の増加を図ることで、本市中小企業者の活性化を促し、地域経済振興のテコ入れにつながると期待しています。

現在、本市ではスタートアップ事業として、新規事業所開設支援補助事業や創業時融

資資金利子補給補助事業を実施しています。今後は、新たな企業の支援や幅広いニーズに対応するため、中小企業振興条例の理念を活かし、中小企業者や事業開設希望者等の意見を聞きながら柔軟で最適な支援策の検討を開始したいと考えています。

問 学ぶ意欲がありながらも経済的理由により進学をあきらめ、或いは退学するといったケースがある。それらの子ども達の支援として給付型の奨学金の創設及び貸与型奨学金の新たな返済免除規定の追加など、子ども支援策について問う。

答 教育長

宮若市では、奨学金

給付型の奨学金の創設及び貸与型の奨学金に係る新たな返済免除規定の追加などの支援策については、今後、近隣市町の奨学金制度の実施状況及び本市の財政状況等を勘案しながら、検討していきたく考えています。

貸付基金条例により、貸与型の奨学金制度を設けています。また、国・県では、文部科学省の高等学校等就学支援金制度や、福岡県の高校生等奨学金給付金及び学校納付金軽減制度等も設けられています。

しかし、このような制度を活用しても、奨学金の返済が困難なケースが存在する実情があります。

給付型の奨学金の創設及び貸与型の奨学金に係る新たな返済免除規定の追加などの支援策については、今後、近隣市町の奨学金制度の実施状況及び本市の財政状況等を勘案しながら、検討していきたく考えています。

給付型の奨学金の創設及び貸与型の奨学金に係る新たな返済免除規定の追加などの支援策については、今後、近隣市町の奨学金制度の実施状況及び本市の財政状況等を勘案しながら、検討していきたく考えています。

ふるさと納税について問う



松岡 史倫

問 ふるさと納税の実績について問う。

答 市長

返礼品の追加やポータルサイトの導入・拡充をしながら、寄附の獲得に取組んできた結果、平成20年度には61万5千円であった寄附が、令和3年度には1億8千万円と、順調に増加しています。

寄附金は、リコーの児童図書購入や、ヒガンバナまつりへの補助など、市独自の事業に充当してきました。

問 増えた要因を踏まえ、令和5年度はどんな施策を考えているのか伺う。

答 財政課長

新たな取組として、ふるさと納税業務委託をお願いしています。

ふるさと納税がインターネットショッピング化している現状から、ポータルサイト運営の専門性が高く、県内53の自治体が既にふるさと

と納税業務を民間委託しています。本市も返礼品の受発注等のルーティン業務を専門業者に委託することで、職員と既存の返礼品事業者との関係構築や、様々な事業者との新たな返礼品の開発、先進自治体の取組の分析等の企画立案に専念でき、さらなる寄附の増加に繋がれると考えています。

問 企業版ふるさと納税の現状について問う。

答 市長

本市は、国の認定をいただいた令和2年から現在まで、計7件、5千326万3,200円の寄附をいただいています。

同制度の寄附条件として、市外に本社がある企業が対象になる事など一定の制約がありますが、本市の地方創生に関する魅力ある事業を推進し、様々な機会や媒体でのPRを通して、より多くの企業から寄附をいただけるよう取り組めます。

同制度の寄附条件として、市外に本社がある企業が対象になる事など一定の制約がありますが、本市の地方創生に関する魅力ある事業を推進し、様々な機会や媒体でのPRを通して、より多くの企業から寄附をいただけるよう取り組めます。

問 企業版ふるさと納税のポータルサイトは現在活用されていないが、今後、ポータルサイトの利用計画はあるのか伺う。

答 秘書政策課長

ふるさと納税と同様に、企業版ふるさと納税による寄附は本市にとっても貴重な財源であることから、ポータルサイトの活用等の検討を進め、新たな寄附企業の掘り起こしに努めます。

問 人件費を負担することなく、専門知識や経験を持つ人材を受け入れられる、人材派遣型企業版ふるさと納税は検討していないのかを伺う

答 秘書政策課長

総合計画後期基本計画でも官民連携を積極的に進めるとしているため、民間のノウハウを活用していく事は有益だと考えます。事業の選定や派遣時の受け皿づくりなど受け入れ体制の整備等、制度活用について前向きに取り組めます。

市長の公務について伺う 百合野山荘の保存について伺う 副市長人事及び市長と職員との意思疎通について伺う



安河 英幸

問 新聞に掲載されている市長の行事について伺う。

答 市長

昨年、市長に就任以来、公約の第一に掲げた「市民目線、市民主体の市政」に徹し、様々な場に赴いて市民や企業、団体の皆様と対話を重ね、交流を図りながら職務を遂行してきました。また、就任後は、初めてとなる公務が多々あったので、都合のつく限り様々な行事に出席することを心掛けてきました。

その中で、公務に係る日程を報道機関に配信し、新聞に公務日程として掲載がされています。内容は、市長主催の行事やイベント、首長として出席する会議、各関係機関や団体から案内のあった行事等のほか、表敬訪問や来客など、市民の皆様にも広くお知らせする形で掲載しています。

問 百合野山荘を国の指定史跡として保存することについての市の考え方を伺う。

答 教育長

百合野山荘は、現在、敷地は個人が、建物は貝島化学工業(株)が所有されています。

現在、所有者である貝島化学工業に設けられた「百合野山荘調査・分析スタッフの会」が事務局となり、近代史、庭園等の専門家を委員とした「貝島家住宅文化財調査委員会」が設置され、専門家の委員の指導及び助言に基づき、県の文化財保護課の指導のもと百合野山荘調査報告書が作成されています。

また、国の指定史跡として保存することについての市の考え方は、調査報告書が出来上がり、国指定というに進んだ場合には、その活用等について、検討を進めていきたいと考えています。

問 市長就任後、1年が経過した今、市長を支えるべき特別職の副市長が選任されていない。その後の進捗を伺う。

答 市長

副市長人事は、本市のまちづくりの姿勢や理念に共感し、宮若市のまちづくりの方向性を理解していただくことを念頭に、副市長の重責を担うことが出来る方を模索していますが、現時点では、提案までには至っていません。

問 市長と職員の意思疎通ができていますか伺う。

答 市長

市長に就任後、各課の現状の把握や職員への理解を深めるため、各課の朝礼や各所管が主催するイベント等には、できる限り機会を捉えて参加をしており、職員とのコミュニケーションを図るようにしています。

また、毎週月曜日に、市長、教育長及び全課長級の職員による課長会議を開催し、その中で各執行機関相互の情報交換及び共有並びに職員に対して、私の政策ビジョンやまちづくりの方向性などを伝達すると共に、風通しの良い職場環境の形成に努めています。

手話言語条例について 定住施策の促進について

問 令和5年4月1日より施行される宮若市手話言語条例への取組について。

答 市長

宮若市手話言語条例は、手話が言語であるとの認識の下、手話に対する理解を広め、全ての市民が地域で支え合う共生社会を実現することを目的として制定されたものです。この条例に基づき、市が実施する施策として、本条例の第7条に手話に対する理解の促進、普及に関する施策、手話により情報を得る機会の拡大に関する施策、手話通訳者の派遣、その他意思疎通の支援に関する施策と規定されています。

手話に対する取組としてこれまでも手話通訳者設置事業や手話奉仕員養成講座などを実施してきました。今後とも手話の会や身体障害者福祉協会聴覚部会などの関係者と意見を交換しながら、本規定に基づく取組を進めます。

問 令和5年4月1日から手話言語条例が施行される本市として、手話通訳者等への支援に対する予算が昨

年とほぼ同額なのはどうしてか。

答 子育て福祉課長

令和4年度から聴覚障がい者の支援の拡充として手話通訳者の方を各市町へ設置出来ないか検討してきました。手話の会や各関係者の方とも協議をしてきましたが、状況としては令和5年度に各市町に設置ができませんと判断しました。これまでも同じ1市2町合同の形で予算措置をしています。

新規の支援としてコーデイナーを行っていた多く手話通訳者の方に公用携帯電話を措置できるように予算を計上しています。

問 令和5年度に行なう各関係者との協議の中で、実施可能な支援を求められた場合、支援を拡充する考えはあるのか。

答 市長

聴覚障がい者への支援は本市と鞍手町と小竹町と一緒に取組んでいますので、本市だけで先行することは出来ません。しかし、企業への就職や就労条件等のお

願い、市民への啓発など、主体的に出来ることは、原課や社会福祉協議会と連携を取りながら進めます。

問 定住移住者への支援について。

答 市長

本市は家賃補助制度や定住奨励金制度を実施しています。現行の定住奨励金制度は令和6年の末で期限を迎えますので家賃補助制度も含めて令和5年度中に新たな定住施策を検討、実施します。

問 空家の利活用について伺う。

答 建築都市課長

現在、空き家バンク事業で空家の利活用を促進していますが、物件登録数が目標登録数に至りません。

そこで、対策として宅建協会筑豊支部に依頼して、協会加盟業者が取扱っている物件を空き家バンクに登録していただく調整を図っています。その事により登録件数も増え、情報も広がり、成約件数も増えると期待をしています。



藤春 優二

行政視察報告

教育民生委員会

令和5年2月9日から10日に佐賀県武雄市及び同県江北町、並びに柳川市への教育民生委員会行政視察を行いました。

武雄市の図書館は、運営に指定管理者制度が採用され「市民の生活をより豊かにする図書館」をコンセプトに、従来のイメージを一

新した運営がなされています。朝

9時から夜9時まで年中無休で利用でき、書店やカフェが併設され、一部はBGMが流れ居心地のいい空間になっています。話せる学習室やコンセント付き座席を多数整備するなど、来館者の満足度アップを常に考えられており、市内小中学校への本の貸し出しや、保育園・幼稚園への巡回図書、病院・福祉施設等への配本サービスの実施など、サービスの向上にも努められていました。隣には、子ども図書館があり、子育て応援施設として遊び場の機能を持たせ、フードコートも併設するなど、一日中楽しめる環境作りがなされています。両図書館では、来館者の知識向上や生きがいに繋げるために、心の豊かさや生活の充実を実感できる多種多様な講座やイベントが年間1500回以上開催されています。

その他、武雄市の小学校で開催されたICT活用公開授業は、県外からも含め、教育関係者を中心に約40名が授業を見学されてお

り、ICT教育をリードする武雄市の教育現場の注目の高さが窺えました。授業では児童が意欲的に取り組む姿など、ICT教育の推進は子どもたちの可能性を伸ばすことや、進展するデジタル社会への対応力の育成に有効であると感じました。

江北町の「みんなの公園」は、ワークショップ等による住民の意見を踏まえて整備され、管理・運営は、指定管理者制度が採用されています。カフェが併設された公園では、様々なイベントの開催や、地元農業者による田植え体験、女性団体による子ども食堂の活動など、まちの交流施設として多くの方に親しまれていました。利用者は、親子連れや女性グループが多く、今後は、高齢者が参加できるような企画も検討していきたいとのことでした。

柳川市の子育て支援拠点施設「このゆびとまれ」は、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援に取り組むため、子育て親子が安心して利用できる施設として整備され

ました。予約不要で施設を利用でき、助産師や小児科医など専門家との相談会、子育て講座、ファミリーサポート事業など、子育て支援の充実を目指して様々な事業が実施されています。これらの事業は、令和4年4月から市の直営事業として実施されるようになり、利用者は前年比5倍に増加し、他部署と共同による事業実施など、直営事業になった効果を感じているとのことでした。

今回の視察は、有意義なものであり、今後の教育民生委員会関連の施策の充実に生かされるものと考えています。



武雄市図書館

令和5年2月1日から3日間、群馬県桐生市の空き家対策について、同県沼田市の地域公共交通について、東京都の「A東京アグリパーク」において農業振興について3件の行政視察を行いました。

桐生市は人口約10万5千人で、群馬県の東部に位置し、古くから盛んな織物業により近代日本を支えた町として発展してきており、同じく石炭産業により近代日本の発展に寄与した宮若市と似た背景があります。

年々増加する空き家対策として、住宅の取得やリフォームに對しての助成や、空き家の除却や利活用に助成を行っています。

空き家バンクの物件登録においてはインターネット閲覧用の紹介動画を職員自ら作成していることや、空き家の安全措置のために独自条例を制定するなど積極的な取組を展開していました。

沼田市は人口約4万5千人で、群馬県の北部に位置し、赤城山な

ど山々に囲まれ古くから関東と北陸を結ぶ交通の要衝として発展してきました。

沼田市の地域公共交通は、鉄道・バス・タクシーで構成されていますが、バスについては路線バスと予約制バスが運行しています。

予約制バスはエリアの中で数多くある「ごみステーション」を乗降ポイントに設定することで利便性の確保を図るなど、利用状況は徐々に増加しており、高齢者のみならず若年層も利用しているとのことでした。

予約制バスの利用先については、病院や施設が多いとのことでした。課題としては、当該施設へのエリアをまたぐ運行、また運行時間の延長、予約方法の簡素化をあげられていました。

東京都新宿区の「丁A東京アグリパーク」は、新宿駅のすぐ近くにあり、東京や全国の農業発信拠点として整備されています。

視察時には愛知県田原市の農産物PRイベントが行われており、多数の来客など、農産物の販路拡

大につながっているようでした。自治体によっては、農産物の販売だけではなく、就農や就労支援の取組を行っているとのこと、宮若市も有益な活用が考えられるのではないかと思います。

視察研修を踏まえ、産業建設委員会として本市行政への様々な施策提言を行ってまいります。



沼田市デマンドバス



東京アグリパーク

市議会会議録はホームページからも閲覧できます。 <http://www.db-search.com/miyawaka-c/index.php/>

次回の定例会は **6月19日(月)** 開会予定です。
皆さんの傍聴をお待ちしています。

新型コロナウイルス感染者の発生状況によっては、傍聴をお控えいただくことがあります。本会議・各常任委員会等の日程については、日程が決まり次第、宮若市のホームページに掲載します。小さなお子さんをお連れの人は議場への入場はできませんが、庁舎内において親子一緒に視聴できますので、議会事務局にお尋ね下さい。



さわやか講座
(写真同好会提供)



鞍手竜徳高校での企業説明会



稚アユ放流
(宮田保育園・福丸保育園)



レインボーカンパニー定期公演

編集後記

子どもたちの健やかな成長を目的に保護者と学校、地域が協力し合ってさまざまな活動を行うPTA。しかし、昨今ではPTAを廃止し、すべての活動をボランティア制で行うPTO (Parent:Teacher Organization) の略)が増えてきているとテレビやネットニュースで知りました。

地域によってコミュニティの在り方はそれぞれですが、子ども達の健やかな成長を願う保護者と学校、地域の願いは同じだと思います。

宮若市もコミュニティスクールの拡充していく計画です。どのように地域を巻き込んで、子ども達を育むのか、これからより一層の調査、研究が必要になると考えます。

宮若市の子ども達が健やかに成長できるように我々宮若市議会議員も議員活動に邁進してまいります。

藤春 優二

議会広報調査特別委員会

- | | |
|------|-------|
| 委員長 | 山元秀一 |
| 副委員長 | 松岡史倫 |
| 委員 | 染矢正次 |
| 委員 | 清水健太郎 |
| 委員 | 藤春優二 |
| 委員 | 神谷喜久雄 |
| 委員 | 安河英幸 |